

## 令和7年度第4回金沢市景観審議会

日時 令和7年12月15日（月）午後2時00分～午後3時40分

会場 金沢市第一本庁舎7階 全員協議会室

出席委員：福光会長、馬場先副会長、新家委員、岡谷委員、川崎委員、中川委員、  
中森委員、能木場委員、蜂谷委員、本康委員、柳井委員、山崎委員、  
越田委員、森田委員、五十川委員（代理：焼田氏）、田中委員（代理：福村氏）

欠席委員：麻生委員

事務局：都市整備局	高木局長
景観政策課	山田課長、福塚補佐、長池係長、岡西係長、 山下主任、谷保技師
都市計画課	大家課長
緑と花の課	桑原課長
建築指導課	石田課長補佐
歴史都市推進課	吉田課長補佐
文化財保護課	本光課長

### 1 開会

### 2 都市整備局長あいさつ

### 3 議事

#### 報告事項

令和7年度 景観施策について ··· 資料 1

令和7年度 専門部会審議報告  
1) 用水みちすじ部会 ··· 資料 2  
2) 建物部会 ··· 資料 3

#### 審議

金沢市景観計画変更及び景観条例一部改正の案について ··· 資料 4

審議 ※非公開

### 4 閉会

## [報告事項]

### ・令和7年度景観施策について

#### ————資料1 令和7年度景観施策について————

(事務局)

令和7年度景観施策についてご報告させていただきます。

まず、景観関連各種届出等件数について説明させていただきます。お示しする表は、令和5年度から令和7年度までの各種届出の件数でありまして、令和7年度分につきましては、令和7年11月30日時点の件数としております。景観法の届出は386件、景観地区の認定は2件、斜面緑地の届出は8件、眺望景観の届出は11件、沿道景観の届出は10件、夜間景観の届出・協議は33件、風致地区の許可は43件となります。合計件数は493件であり、令和6年度の同時期における件数は合計502件ですので、昨年と比べますと同程度となります。

続きまして、景観審議会及び専門部会の開催について説明させていただきます。令和7年度の開催回数及び審議案件は、お示しする表の右欄となります。合計13回開催しており、審議案件は17件となります。金沢市景観審議会は3回の開催で審議案件は2件です。各専門部会につきましては、建物部会は3回の開催で審議案件は7件、用水みちすじ部会は2回の開催で審議案件は3件、計画部会は4回の開催で審議案件は5件、斜面緑地保全部会は1回の開催で審議案件は0件です。説明は以上となります。

### ・令和7年度専門部会審議報告

#### ————資料2 用水みちすじ部会について————

(事務局)

続きまして、用水みちすじ部会についてご報告させていただきます。

用水みちすじ部会については、令和7年度に2回開催しており、審議案件は3件となっています。本日は、継続中のものを除きました2件についてご報告させていただきます。

まず1件目は、「金沢スタジアム周辺の誘導シート設置について」です。事業箇所は、赤色もしくは青色でお示しする東金沢駅から金沢スタジアムまでの経路となります。赤色は公道、青色は城北市民運動公園の園路内となり、この範囲で誘導シートを設置する計画としております。指定区域は、景観計画区域「その他の区域」であり、東インター大通りとの交差点はピンク色でお示しする沿道景観形成区域「東インター大通り区域」に位置します。事業主体は金沢市文化スポーツ局スポーツ振興課です。

これまでの経緯ですが、令和6年2月に供用開始となりました金沢スタジアムにおいて、1シーズンを終え、その立地条件に起因する課題が生じることとなりました。まず、東金

沢駅から金沢スタジアムまでの歩行者の経路について、歩道が狭い箇所や路側帯がない箇所があることから、安全に歩くことができる推奨ルートに関して、ツエーゲン金沢のHPに掲載し、周知に努めておりましたが、多くの人が最短ルートを通行するなど、推奨ルートを通行していないのが現状がありました。この課題解決のため、誘導シートを設置することとし、また鉄道をはじめとする公共交通利用の促進や金沢スタジアムがホームスタジアムであるツエーゲン金沢の市民の応援機運醸成を図り、園路内及び周辺の賑わい創出を図ることを目的としております。

この事業は、本市の景観政策に対する啓発の場の提供と斬新なアイデアやデザインの提案を期待し、大学生との連携によるものであります。公道上は金沢学院大学、園路内は金沢美術工芸大学にデザインの作成依頼を行っております。公道については、安全な経路にわかりやすく誘導する工夫、園路内については、機運醸成を高める工夫に着目していました。また、共通性については、ツエーゲンカラーを採用することに加えまして、三角形を組み合わせたデザインを取り入れ、躍動感を演出すること、スタジアム名称や距離など表記のレギュレーションを統一することとしました。

次からは誘導シートのデザインになります。公道上のデザインですが、AとBのデザインを採用し、シートの設置箇所に応じ、使い分けをしております。

まず、デザインAですが、デザインコンセプトとして、ドリブルやシュートなど、多様なシルエットを使用することで、試合の高揚感を演出し、視覚的に飽きさせない工夫を施しております。全面にツエーゲンカラーの赤を基調とし、東金沢駅の改札口を出た箇所に左のデザイン、階段下に右のデザインのシートを設置します。この2か所については、駅に降り立ち、最初に認知するデザインとなりますので、機運醸成を図るとともに、金箔をイメージした金を使うなど、金沢らしさと試合会場の熱気とスピード感も表しております。

デザインBですが、こちらはその他公道上に設置するシートです。こちらもツエーゲンカラーである赤を使用するとともに、視認性とわかりやすさを重点的にデザインしたものとなっております。また、こちらも様々なシーンのシルエットを採用し、試合の高揚感と飽きさせない工夫も取り入れております。

東金沢駅構内でのシートの設置箇所となります。1と4にデザインAのシートを2枚、その間にデザインBのシートを設置し、機運醸成と誘導を行います。

その他公道上の設置箇所ですが、デザインBを概ね50m間隔を基本に設置し、脇道手前など誘導が必要な箇所については、50mに満たなくても設置することとしております。

これらは、東金沢駅構内におけるシートの設置イメージとなります。目立たせるため、改札口正面には90cm×90cmのサイズのもの、階段下は180cm×180cmのサイズのものにしました。

その他公道上における設置イメージですが、視認性は十分に保たれていると判断しております。

次に園路内のデザインですが、デザインコンセプトとしては、道しるべドリブルによ

って転がるボールの軌跡で示しており、たくさんの応援と期待の込められたドリブルは選手にパスとして繋がっていく願いを込め、スタジアムに向かう時間も試合の一部として感じられながらも、楽しくサポーターを誘導できるデザインとなっております。また、ツエーゲンカラーを使用しながら、金沢スタジアムの外見の特徴である直線的なデザインを採用したものとなっております。シートのイメージですが、四角い形のシートとその間に実物大のボールのシートを設置することとしております。

シートの設置箇所ですが、こちらも 50m 間隔が原則ではありますが、直線箇所では不要とする一方、曲がり角や導線が交差する部分には追加で設置することとしており、四角のシートは合計で 9 枚設置します。ボールのシートは、園路内入口と終点付近に設置し、スタートとゴール付近での機運の高まりを表現しました。

園路内のシートの設置イメージです。これらも視認性は十分に保たれていると判断しております。ボールは少し小さく見えますが、実際には原寸大となりますので近づくにつれ大きく見えることとなります。スタジアム周辺では、地面の色がかなり赤みが強くなり、シートの視認性が懸念されましたが、金沢スタジアムという文字を少し小さくし、外周の白枠をしっかりと見せるようにデザインを修正し、地面の色とシートが干渉しないよう工夫を行いました。

なお、誘導シートについては、ツエーゲン金沢の今シーズン最終戦に間に合わせたいという思いがありましたので、当部会で了承された後に設置し、現在は全て設置されております。

続いて 2 件目は、「金沢駅東広場における木が彩る歩行空間創出事業（木製ベンチ設置）」です。全体の事業箇所ですが、金沢駅から武蔵ヶ辻に至る都心軸になります。今回は今年度整備予定箇所であります金沢駅東広場の木製ベンチが対象となります。景観条例の指定区域は、近代的都市景観創出区域の「金沢駅周辺区域」と「都心軸区域」に位置します。事業主体は金沢市都市整備局都市計画課です。

事業概要ですが、全体の計画延長は 930m であり、この路線上において、木が彩る歩行空間の創出を目指すものです。具体的には、既存の仕上や構造物に木の装いを加えること、今回の整備も該当しますがデッキやベンチなど木で彩る滞留空間をつくること、壁や屋根などを設けた滞留空間で歩行空間をつなぐことなどが考えられております。

本事業は、金沢駅から武蔵ヶ辻に至る都心軸において、駅利用者に「木の文化都市・金沢」を印象付けるため、およそ図に示すポイントでの取組を想定しております。今回の木製ベンチや昨年度整備した総合交通案内板などについては、金沢駅東口エリアでの取組であります。基本方針としては、新たなる木の文化を創出するエリアとしております。

金沢駅東口エリアでのコンセプトですが、「駅前空間に「木の彩り」を付加して「木の文化都市」の出発点をつくる」としています。コンセプトに位置付けている「誘う」と「憩う」に着目し、その整備効果が期待できる場所を選定しており、昨年度整備の総合交通案内板などは「誘う」テーマでの整備、今回の木製ベンチは「憩う」テーマでの整備として

おります。整備にあたっては、木の彩りを活かしつつ、基本的な意匠の継承、利用者の目に触れる機会が多い場所、耐候性への配慮、人間の五感に触れられる、木の持つ量感と奥行きを見せることを大きな方針として考えております。

これらは、金沢駅東広場における整備箇所となります。青色が昨年度整備した箇所、赤色が今回整備する木製ベンチの場所となります。

整備箇所及び周辺の写真となります。赤色の範囲がおおよそ今回の木製ベンチの設置範囲となります。なお、既設のベンチは撤去することとしております。

木製ベンチの平面図と立面図となります。木を組み合わせた立体間のあるベンチをつくる計画としております。右の凡例のとおり、ベージュ色で示した部分がベンチの座面や背もたれ、濃い茶色で示した部分が歩行面を示しております。当初、木の文化として、ある程度ベンチにボリューム感を持たせたいというところで、1つの大きなベンチを計画しておりましたが、当部会での審議の際に、「広場利用者の動線を阻害しないよう留意してください」という意見がありましたので、ベンチを2つに分割し、上のブリッジからの歩行動線を確保することとしました。また、最上段の座面や背もたれの一部を無くし、かつ背もたれの間隔を広げることで、奥にある水景が見やすくなるよう配慮しております。なお、歩行面の色を鼓門と同系の色としまして、床タイル面との対比を強調することで、視認性の向上を図っております。

完成後のイメージパースとなります。まず、ブリッジを正面から見たものです。タクシー乗場から見たものです。水景や背景のバス停乗場の番号も十分に確認できます。バス乗場側から見たものです。駅コンコース出口から見たものです。これらからもあまり主張しきすぎない程度のボリューム感となっていることが確認できます。説明は以上となります。

### ————資料3 建物部会について————

(事務局)

続きまして、建物部会について、ご報告させていただきます。

建物部会については、令和7年度に3回開催しており、審議案件は7件となっております。本日は、審議継続中のものなどを除き、了承に至った記載の1件を報告させていただきます。

報告いたします案件は、片町地内のホテル新築計画です。観光目的の利用を想定し、長期滞在も可能なホテルとして計画され、鉄筋コンクリート造13階建て、高さ44.9mの計画となります。赤色で囲った範囲が今回の計画敷地です。景観条例の区域としては、近代的都市景観創出区域の「都心軸区域」に位置します。計画地は、片町スクランブル交差点から少し南東に進んだ場所です。

周辺状況写真を載せております。画面左はスクランブル交差点からの見え方です。画面右は堅町ストリートから犀川大通りに抜ける敷地横の道路からの見え方です。

配置図兼1階平面図です。画面下が犀川大通り、画面上にいくと堅町があります。大通りに向かってロビーを配置し、通りの賑わい景観に寄与する計画です。

モニタージュパースを載せております。過去4回建物部会にて審議を行い、特に堅町ストリート側の壁面について、圧迫感を軽減するための色彩計画の検討を行っていただいた結果、推奨色を採用した計画でご了承をいただきました。説明は以上となります。

#### ————部会長から補足説明————

(会長)

ありがとうございました。資料3まで説明をいただきました。各部会長から補足をいただきます。用水みちすじ部会長、お願いします。

(B委員)

2件ありがとうございましたが、最初のスタジアムの誘導シートにつきましては、赤色ということで、本来ならいろいろと議論の対象になるような色ではありますが、ツエーゲンカラーということで、皆さんで応援の機運を盛り上げようということで、委員の皆様もそれで良いのではということで了承されました。

デザインと視認性、そして配置につきましても、設計された大学の方で実際にシートを置いてみて、大きさや距離などを確認し、これが最も適切であろうというデザインを提案されました。デザインの細かいところにつきましては、多少の手直しがありましたが、最終的には素晴らしいデザインになったと。また、ツエーゲン金沢を皆さんで盛り上げていくのに、早々に配置をしていただくということで委員の皆さんも了承されました。

続きまして、駅前の木製ベンチにつきましては、当初提案された案では、2つがくっついていたもので、分量的には、非常に急に現れるというようなもので、どんなものかという意見がいろいろと出ましたが、先ほどの説明の通り、まずは動線が分断されるのではないか、或いは水の景色が見えなくなってしまうと、ちょっと寂しいのではないか、或いはバリアフリー的に足が躊躇やすいのではないかといったような意見がございましたが、それに対して、デザイン作成の方が真摯に取り組んでいただきまして、現在のデザインというふうに落ち着きました。それで、委員の方もよく検討してくれたということで、了承された次第です。

(会長)

ありがとうございました。では、建物部会長、お願いします。

(C 委員)

それでは、説明資料 6 ページを開いていただきますか。

最近やはり、建物部会の物件数が減ってきた印象があります。ただ、次々と新築されしていくものに関しては、専門の委員が集まって色々な意見を交換して審議しております。

この右側の写真が最後まで議論したところで、事業主さんは、黒い外壁を好む方がありました。オーナーですから、自己主張はかなりされます。間に入っている設計者は我々とコミュニケーションする意図は組んでいただいて、4回ほど審議を繰り返し、最後は事業主さんにもご納得いただきました。

その理由は、見た時にこの高さでほぼ黒に近いような色がとても威圧感と暗い印象を与えるということで、標準の推奨色に近い色で整えていただいたと。

もう 1 つ、片町の交差点を左折または右折しますと、敷地の前の道が 1 車線しかないんですね。そうしますと、タクシーや車の乗り降りが渋滞を呼び起さないかということが建物部会の対象外かもしれませんのが途中で議論としてありました。ここは絶対に車は停まってはいけない、停車も駄目だというようなことをしないと、大変な渋滞になるということで、各部署で協議していただいて、そうならない対策を練っておられるということで、我々としてはそれはお任せしますとしました。

大体、推奨色というものは金沢の街中では少し茶系のもの、駅前だと灰桜色などその地域毎の基調色というものがありますので、それになるべく従ってくださいと、都市の中にいろいろなビルが建ちますが、たくさん並んでいるものについて 1 つはそれをお願いしています。ただオンリーワンとして、例えば近江町市場など、あれはかなり黒いですね。そういうものに限っては特別認めるけど、都市の壁面の地になるものは、推奨色を是非お願いいたしますということを続けております。以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。それではただいまの報告につきまして、ご質問やご意見がございませんでしょうか。挙手のうえ、ご発言をお願いします。

(B 委員)

確認させてください。今のモンタージュパースの左側の写真も、その前の方はちょっと黒っぽい色ですが、それで落ち着いたということですか。横だけですか。

(C 委員)

路地側に限ってということで、前の方は周りも大きな建物がありますし、特別威圧感を与えるものではないということで、裏側から見える壁面について対応をお願いしたという形になります。

(B 委員)

わかりました。右側を見てちょっと安心したという感じがしました。

(会長)

他にいかがでございますか。それではご質問やご意見がないようですので、ただいまの報告につきまして、了承するということでよろしいでしょうか。

<異議なし>

[審議]

————資料 4 金沢市景観計画変更及び景観条例一部改正の案について————

(事務局)

審議案件の金沢市景観計画変更案及び景観条例一部改正案について説明いたします。

資料につきましては、資料 4-0 は今後のスケジュールについてです。資料 4-1 は景観計画変更の新旧比較表となります。資料 4-2 は、パブリックコメントの意見の概要と金沢市の考え方について、先月開催されました都市計画審議会での意見聴取の結果についてご説明することとなります。資料 4-3 は、参考資料としてパブリックコメントの資料を提示しております。

それでは、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。これまで計画部会で令和 5 年度から数えて、現地実査も含めて計 6 回、景観審議会の親会にて、令和 5 年度から数えて計 4 回の審議と意見聴取を経ております。今回、景観計画変更および景観条例一部改正について、パブリックコメントの意見の概要と金沢市の考え方についてご審議いただき、速やかに公表を行っていくことになります。その後、景観条例一部改正につきましては、1 月以降、議会に上程し、議決後速やかに公布となります。景観計画変更につきましては、条例の議決後、計画部会、景観審議会の答申を受け、5 月に告示、8 月に条例と同日で施行する形を予定しております。

最初に、資料 4-1 についてご説明させていただきます。こちらの資料は、8 月 29 日の景観審議会で説明させていただきました資料となります。改めてご説明させていただきます。右下のページ番号で説明させていただきます。

1 ページ目は目次を載せております。赤字の部分が変更の箇所となります。

以降、変更が生じるページについて新旧で並べて掲載しています。左側が変更前、右側が変更後となります。

2 ページ目では、上位計画関連計画について更新しています。

3 ページ目では、景観目標像について、市政の最上位計画である未来共創計画との関連性の強化から変更したものです。「品格と風格を兼ね備えた、世界に誇る共創文化都市・金

沢」に変更いたします。先日の計画部会では、品格と風格のイメージが湧きにくいというご意見も頂きました。事務局といたしましては、「品格」は市民のたたずまいや日常の風景の美しさ、文化的な態度を表現し、「風格」は歴史・伝統・都市としての格調の高さを表現します。これまでの景観目標像を踏襲しつつ、「品格」と「風格」を持って、市民とともに文化と景観を育てる都市像を目指し、その魅力を世界に発信することを目標像といたします。

4ページ目は、新たな区域として、港湾景観創出区域、重要広域海岸景観形成区域を位置付けるものです。

5ページ目は番号の振り直しということになります。なお、ここで丸数字を使用しておりますが、この後すぐの景観形成区域の詳細図の近代的都市景観創出区域を表す地区ごとの番号に丸数字をまた使っております。その点が混同するので整理した方がよいというご意見を先日の計画部会の方で頂いております。こちらについては整理していきたいと思っております。

6ページ目は、新たな区域を地図上に落とし込んだものとなります。

7ページ目は、港湾景観創出区域の詳細図の追加です。

8ページ目は、港湾景観創出区域が追加されたことに伴う図の変更と、区域・地区図の番号の振り替えとなります。

9ページ目も、同様に区域・地区図の番号の振り替えになります。

10ページ目も同様ですが、大野町の部分が伝統環境保存区域から港湾景観創出区域に変更しているところも変更しております。

11ページ目は、市独自条例を景趣継承区域として位置付けている位置図ですが、赤い点線が景観形成区域を表しておりますので、その部分を変更しております。

12ページ目は、区域別で見た景観形成方針に港湾景観創出区域の交流拠点区域、企業立地区域、物流区域についての記載を追加しております。

13ページ目は、重要広域海岸景観形成区域の記載を追加しております。

14ページ目は、地区別に見た景観形成方針として港湾景観創出区域を追加しております。

以降、15～17ページまでに地区ごとに「基本方針」「景観特性」「背景となる景観・地区内からの眺望など」の項目について記載を追加しております。

18ページです。こちらでは届出等対象行為について、港湾景観創出区域と重要広域海岸景観形成区域を追加して記載しております。

19ページでは、届出が必要となる対象範囲について、港湾景観創出区域と重要広域海岸景観形成区域を追記しております。

20ページ目では、景観形成基準の設定に当たっての視点を掲載しておりますが、今回、港湾景観創出区域や重要広域海岸景観形成区域の基準を設定するにあたり、既存の視点に加え、(6)として、眺望景観や景観の連続性への配慮という視点を追加しております。読み上げます。

「眺望景観や景観の連続性は、河川と丘陵台地が生み出す立体的な都市景観、白山山系の山並みや広大な日本海への眺め、連なる斜面緑地や海岸林などの自然景観、地形や歴史が育んだ営みとしての農業景観、土地利用が生み出す拠点としての港湾景観などが地域の美しさや調和を生み出しています。そのため、「見る」「見られる」というつながりを意識した眺望景観を形成するとともに、周辺の景観との連続性に配慮することが重要です」という文を追記しております。

21～26 ページでは、景観形成区域における基準について、港湾景観創出区域の 3 つの区域ごとに記載しております。内容については割愛させていただきます。

27 ページでは、重要広域海岸景観形成区域における基準について掲載しております。内容については割愛させていただきます。

28 ページは、禁止色の補足説明として、「金沢港湾内施設において、港湾の機能上、安全の確保のために必要となる禁止色の使用については、この限りではない」として、適用除外の記載を追記しております。パブリックコメントの意見で、港湾の機能上、必要となることについて、もう少し具体的な条件を設けてはという意見がございましたので、今回、「安全の確保のために」という文章を追加しております。

29 ページでは、推奨色の適用する区域として、港湾景観創出区域を除外する旨を追記しております。

30 ページでは、時間・暮らしと景観との関わりを意識した良好な景観形成のために配慮すべき事項として、港湾景観創出区域における記載を追加しております。

31 ページでは、重要広域海岸景観形成にかかる記載を追加しております。

32 ページでは、文化的景観の範囲について、大野町において伝統環境保存地域の一部が港湾景観創出区域に変更になるに当たって、区域の変更を行うものでございます。

33 ページでは、用語の解説に重要広域海岸景観形成区域と汀線についての記載を追加しております。以上で、新旧比較表の説明を終わります。

続きまして、資料 4-2 になります。パブリックコメントにおけるご意見の概要と金沢市の考え方および都市計画審議会への意見聴取についてご説明いたします。パブリックコメントについては、令和 7 年 9 月 17 日～10 月 16 日の 1 カ月の期間で意見を募集いたしました。意見者数は 8 名、意見の総数としても 8 件となります。今回の計画変更に伴うものだけではございませんので、幾つか紹介させていただきます。

最初に、夜間景観の在り方についてです。左側が頂いたご意見の概要で、右側が金沢市の考え方となります。

1 番目、「港湾景観創出区域は近代的都市景観創出区域に連なるエリアであり、近代的都市景観創出区域は、夜間景観条例で『にぎわい景観創出区域』に指定されていることから、港湾景観創出区域においても検討してほしい」というご意見でございました。このご意見に対してまして金沢市の考え方といたしましては、「金沢港周辺については、夜間景観条例における『自然環境地域』『生活産業地域』『生産業務地域』に指定されております。都心

軸とのつながりだけでなく、工場としての安全の確保や生活と自然環境への配慮が必要となる地域ですので、現状を注視し、課題等に対しては、引き続き検討していきます」といたしております。

続きまして、2番、禁止色の適用除外についてのご意見がございました。こちらは先ほどご説明させていただきましたとおり、安全の確保のためとして、使用目的を限定するような形で回答をいたします。

次に、3番ですが、届出の対象外の建築行為等への対応について、届出対象とならない大きさのものでも景観に影響を及ぼすものについての対応についてご意見いただきました。これに対して当方の考え方としましては、実績等から届出対象とする規模は適当であると考えておりますけれども、景観上大きな影響を及ぼす恐れがある計画につきましては、景観審議会での審議を必要とする場合がある旨の回答を行っております。

また、金沢港周辺における河川や公園のごみの問題に対する意見、金沢港から始まる都心軸において活力ある都市景観の創出に対するご意見、街中の薪ストーブの景観阻害についてや都心軸におけるにぎわい創出における柔軟な景観施策への期待、景観計画は市民のためのものであるとのご意見などを頂いております。

続きまして、資料の2ページ目になります。都市計画審議会でのご意見についてまとめさせていただきましたので、ご説明させていただきます。こちらは景観計画を変更する際の景観法第9条第8項において準用する同条第2項に基づく都市計画審議会への意見聴取となります。

最初に、土地利用の状況に応じた景観計画の在り方についてご意見いただきました。「市場が来ても港湾景観創出区域における物流区域と読むことができるのか。当該地は金沢港将来ビジョンにおいては貿易の物流ゾーンではあるが、市場の生鮮食品の物流は金沢港港湾計画における物流ではないのではないか。金沢港港湾計画との整合性を取る必要があるのではないか」という内容のご意見でございました。こちらのご意見を受けまして、「市場の移転計画については、現在、本市の他部局と石川県とが協議をしている段階であり、金沢港港湾計画における市場の位置付けについても整理された上で、再度都市計画審議会に諮られることになることから、金沢市景観計画において整合性を図る必要がある場合は、検討することになる」という回答をさせていただいております。

次に、夜間景観についてもご質問がありました。先ほどのパブリックコメントの意見と同様の趣旨で回答させていただいております。

次に、港湾景観創出区域の景観形成基準についてご意見をいたしております。「外壁の色彩についてマンセル値等による、一定の幅を持たせた基準によって運用した方がよいのではないか」というご意見がありました。このことに関しては、「一つ一つの案件について、現状の見え方など確認しながら、知見を積み重ね景観誘導を図りたい」という旨の回答をさせていただいております。

次に、「図」となる建築物等の創出についてのご意見いただきました。「港湾景観には、

『地』となる落ち着いた景観に加え、アクセントとなる『図』となる建築物や工作物、クルーズ船などがわくわくする景観を形成することが魅力であり、その部分について計画には記載がないのか」というご意見でした。それにつきましては、「象徴的な建築物や工作物を建設する際は、景観上大きな影響を与える存在でもあることから、景観審議会による丁寧に審議を行いながら景観誘導を図っていきたい」という旨の回答をさせていただいております。資料4-2の説明は終わります。

資料4-3につきましては参考資料です。パブリックコメントの意見を募集するに当たり、今回、景観計画変更および景観条例一部改正について概要をまとめたものを付けさせていただいております。前回の景観審議会において説明させていただいたものでございます。説明は以上となります。

#### ————部会長から補足説明————

(会長)

ありがとうございました。部会長から補足をお願いします。計画部会長、お願いします。

(A委員)

何度かこの審議会でもご説明させていただいておりますが、今、事務局の方から説明がありましたように、港湾計画ということと、重要広域海岸の2つの景観区域区分を加えまして、それに対して具体的なコントロールということを計画の中で記述していっているということと、それから、先ほど事務局から説明がありましたように、パブリックコメントでそれに対する市民の皆さんのご意見を伺って、それに回答しているという状況でございます。

何度かこの審議会でもお話しさせていただきましたけれども、港湾を中心に発展してきた都市、例えば横浜、神戸、北九州といったような都市がありますが、金沢に関しては都市の発展は港湾を中心に発展してきたわけではないということで、しかも港湾機能というのは戦後造られた港湾であるということも含めまして、金沢の景観としてどのようにコントロールしていくべきか。それから、港湾機能という非常に大きな都市機能もございますので、そういったものを安全に、かつ、合理的に、機能的に運用させながら景観という1つ上の価値観の中で、市民の皆さん、あるいは観光客の皆さんも含めて景観コントロールしていくということで、前例があまりないような中でルールづくりをしていくということがございます。

市民の皆さんから、都市計画の方からご意見いただきましたように、いわゆる明度、彩度でコントロールしようということでございまして、色相はコントロールしていないわけです。色相というのは、赤とか、緑とか、青とかいうことではなくて、全体的に彩度、明度で調整する、トーン調和と言いますけれども、パステル調の感じになる調和なのです。

ビビッドな色がぶつからないという調和で、それは金沢の中心部であります「木色」の、いわゆる木の色を中心とした木色がベースとした景観調和では全くないということですので、これも金沢の景観計画の中では新しい色彩のコントロールというようになっております。

そういったところも含めて幾つかご意見いただきながら、われわれも慎重に計画部会の中で委員の方々にご意見いただきながらということで、現在ここまで、説明があった内容までようやくできてきてているという状況でございます。以上です。

(会長)

ありがとうございました。それではお聞きいただきました説明につきまして、ご質問やご意見がございませんでしょうか。

(D 委員)

今ほど海の玄関口としての金沢港周辺の景観に関するというもの、パブリックコメントも含めていろいろと具体的に話していただいて、まとまったというところは非常に感謝をいたしております。石川県も令和6年3月に金沢港の将来ビジョンというものを、長期的な視点で今後のハード、ソフトも含めてですけれども、進めていかなければいけないという中で、景観のことについても少しだけ触れております。その中では、グレーを使うとか、アクセントとして加賀五彩を用いますというようなことを推奨したコメントもあるのですけれども、今のお話にもあったとおり、まだまだ最初というか、始めた段階でというところでの基本方針という中で、やはり県の将来ビジョンも含めてですけれども、総合的に今後の具体的な審査に向けてはまた活用していただきながら進めていただければなということがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(A 委員)

計画部会の審議の当初から、県がお示しされたビジョンは十分資料として確認して、それに乗っていろいろと審議を進めております。難しいことでもないのですが、港湾の既存施設や機能上さまざまな色彩、色が既に付けられております。それが安全を示したり、場所を示したりするというようなこともありますて、まず、その安全性とか、港の機能から、既存の色に関しては基本的には認めると。先ほど事務局からありました安全上の問題がございますので、それで認めていく。あとは色に関して、さまざまな幾つかの色の色相の取り方がありますので、先ほど申し上げましたように、色相そのものを限定していくというのはなかなか難しいという問題がありますので、そういう意味で言うと、トーン調和という形を取っているということでございますが、県のビジョンは当初から資料として事務局の方から説明を頂き、資料を頂き、できるだけそれと歩調を合わせるような形で進めたいと思っておりますので、またご指導いただければと思います。以上です。

(会長)

他にご意見等ございませんか。ないようでございますので、この金沢市景観計画変更及び景観条例一部改正の案について、パブリックコメントにおける意見の概要と市の考え方については了承するということで、よろしいでしょうか。

<異議なし>

[審議] ※非公開

・閉会